

佐久穂町緊急経済対策飲食店等経営継続支援金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症が急速に拡大したことにより、売上げを大幅に減少させている町内の飲食店、喫茶店、宿泊施設、農林水産物加工製造業及びタクシー業（以下「飲食店等」という。）に携わる事業者を支援するため、予算の範囲内で佐久穂町緊急経済対策飲食店等経営継続支援金（以下、「給付」という。）を交付することについて、佐久穂町補助金等交付規則（平成17年規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付対象者は、町内に飲食店等を有し引き続き事業を継続する者とする。

- (1) 令和2年11月以前から佐久穂町内で事業活動を行っている者。
- (2) 農林水産物加工製造業とは、複発酵酒、豆腐、味噌、醤油、漬物、製菓、キノコ類、魚類等とする。
- (3) 交付対象者で、複数の事業を営んでいる者は主たる事業を対象とし、いずれか一つに対して支援金を給付するものとする。
- (4) 令和2年11月から令和3年3月（以下「対象期間」という。）までのいずれかの月の売上げが、平成30年11月から平成31年3月又は令和元年11月から令和2年3月（以下「比較期間」という。）の間で、同月比の売上げが20%以上の減少が認められる者。
- (5) 一般社団法人、公益法人、一般財団法人、公益財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく組合等）又は有限責任事業組合、政治団体、宗教法人、風営法適用事業者は除く。
- (6) 佐久穂町暴力団排除条例（平成23年条例第23号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 原則として、町税を滞納していないこと。
- (8) その他町長が認めた者。

(支援金額等)

第3条 交付の基準及び金額は、次の各号のいずれかに該当するものとし、1事業者につき1回限りの交付とする。

- (1) 対象期間の同月比で、売上げが20%以上30%未満減少した者にあつては、20万円とする。
- (2) 対象期間の同月比で、売上げが30%以上減少した者にあつては、30万円とする。

(3) 令和2年4月以降の創業者については、10万円とする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、佐久穂町緊急経済対策飲食店等経営継続支援金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。

- (1) 町内に、事業所があることを証明する書類
- (2) 第2条第1項第4号に規定する、売上の減少が確認できる書類
- (3) 定款、営業許可証等事業内容が確認できる書類
- (4) その他、町長が必要と認める書類

(交付申請の期限)

第6条 支援金の交付申請期限は、令和3年4月30日とする。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定により提出された交付申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは交付を決定し、佐久穂町緊急経済対策飲食店等経営継続支援金交付決定通知書(様式第2号)により、交付決定通知を行うものとする。

(支援金の請求)

第8条 給付対象事業者は、前条の支援金決定通知書を受理した場合には、速やかに佐久穂町緊急経済対策飲食店等経営継続支援金請求書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

(支援金の交付に関する周知等)

第9条 町長は、支援金を交付するにあたり、本要綱に規定する事業概要について、広報紙その他の方法により事業者への周知を行う。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、交付対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の決定を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付を受けたとき。
- (2) 支援金の交付決定の内容に違反したとき。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 町長が、前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、交付対象者から期限までに申請が行われなかった場合は、交付対象者が支援金の交付を辞退したものとみなす。

2 交付対象者が提出した申請書の不備により振込み不能が生じ、町が申請者に修正等を求めたにもかかわらず、申請者が応じないなど交付対象者の責に帰すべき事由により交付できなかったと

きは、当該申請書は取下げられたものとみなす。

(支援金の返還)

第12条 町長は、支援金の交付を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他の不正の手段により支援金の交付を受けた者に対しては、交付を行った支援金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 支援金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。